

私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金のお知らせ

青梅市では、私立幼稚園等に通園している園児の保護者に対し経済的負担を軽減するため、補助金を交付しています。

本通知をお受け取りになった皆様に御申請いただく必要がございますので、下記 QR コードを読み取っていただき、必要事項を御入力の上、期日までに必ず御申請ください。

※障害者手帳等をお持ちの方や国外での所得があった方等は、画像のアップロードが必要となりますので、手帳等をお手元に御用意の上入力を開始してください。

<提出期日>

入園月の月末まで

<申請内容>

「私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付申請書
および幼稚園施設等利用費補助金請求書兼口座振替依頼書」

QRコード (LoGoフォーム)



★注意事項

- (1) 年度途中で青梅市外へ転出し、引き続き私立幼稚園等に通園する場合は、転出先の市区町村に改めて補助金の申請をしてください。詳しくは、転出先の市区町村の幼稚園担当課へお問い合わせください。
- (2) 補助金額（東京都分）の算定方法・・・
 - ① 4～8月分は令和6年度、9～3月分は令和7年度の市民税所得割額で算定します。そのため、年度内で補助金額が変更になる場合があります。
※税の申告がお済みでない方は至急申告してください。年度末までに市民税所得割額が確認できない場合は最高階層区分での算定となるため、補助金額が本来受け取ることのできる金額より低くなる場合があります。
 - ② 住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除の控除前の税額となります。
 - ③ 園児の父母の市民税所得割額の合計額で算定します。ただし、以下の条件を全て満たす場合は、園児と同居の祖父または祖母（祖父母ともに課税の場合は、どちらか高額の方1名）の税額を算定基礎とします。
 - ・父母の市民税が非課税である。
 - ・祖母に市民税が課税されている。
 - ・祖父母と同居していることが申請書に記載、または公簿等で確認できる。
- (3) 年度途中で修正申告等で所得の更正があった方は、必ずこども育成課に御連絡ください。所得更正により補助金額が変更になった場合は還付等の対応をしていただく場合がありますので、御了承ください。
- (4) 各種補助金は、保護者の方が実際に負担された額を限度に補助金の範囲内で交付いたします。
- (5) 1月1日時点で青梅市に住民登録がない等により市で住民税の確認ができない場合は、マイナンバーを利用して課税地に情報連携を行いますので、原則課税証明書等の提出は不要です。
- (6) 海外赴任等により国外での収入があった場合には、お勤め先が発行する給与の支払証明書等をもとに算定いたしますので、本申請の際に資料を御提出ください。また、海外在住時に収入が無かった場合には無収入の申立てとして電子署名をしてください。

問い合わせ先

青梅市こども家庭部こども育成課保育・幼稚園係

電話番号0428-22-1111（内線2147・2148）



私立幼稚園等・保護者
への補助金のご案内

補助金の種類

	補助される費用					対象となる施設	
	入園料	保育料	副食費	教材費や施設維持費等※1	金額 (月額上限)		
幼稚園施設等 利用費補助金(国)	○	○	×	×	25,700 円	私立幼稚園（新制度移行園を除く）	
園児 保護者 補助金	東京都	×	○	×	○	1,800 円～ 6,200 円※2	私立幼稚園 認定こども園（教育部分）
	青梅市	○	○	×	○	4,000 円	私立幼稚園 認定こども園（教育部分） 幼稚園類似の幼児施設等
入園料補助金	○	×	×	×	10,000 円 (入園した年度に 1 回のみ交付)	私立幼稚園 認定こども園（教育部分） 幼稚園類似の幼児施設等	
副食費補助金	×	×	○	×	4,900 円	私立幼稚園 認定こども園（教育部分） 幼稚園類似の幼児施設等 のうち副食費徴収世帯(※4)	

※1 園則に定められたものであり、保護者が毎年度徴収されるものに限りです。なお、通園送迎費や行事費等、実費負担に当たるものは除きます。

※2 保護者補助金の補助額は、市民税所得割額や兄弟構成によって算定します。

※3 保護者補助金の第1子、第2子、第3子の区分については、私立幼稚園等に通園しているお子様が、保護者と生計を一にしている兄・姉等から数えて何人目かで判断いたします。

※4 年収360万円未満相当世帯（市民税所得割額77,100円以下の世帯のこどもと、全ての世帯の第3子以降（年収360万円未満は年齢上限なし、年収360万円以上は小学3年生以下）のこどもについては、給食費のうち副食費（おかずやおやつ）は免除世帯となるため、その他の徴収世帯が補助対象となります（4～8月分は前年度の市民税所得割額、9～3月分は今年度の市民税所得割額で決定します。そのため、年度内で補助対象月と非対象月がある場合があります。）。

所得階層区分	幼稚園施設等利用費補助金	園児保護者補助金			
		東京都			青梅市
		第1子	第2子	第3子	
1 生活保護・区分2のうちひとり親等	25,700 円	6,200 円			4,000 円
2 市民税所得割額非課税・非課税・区分3のうちひとり親等		3,200 円			
3 市民税所得割額が77,100円以下		1,800 円			
4 市民税所得割額が211,200円以下					
5 市民税所得割額が256,300円以下		5,000 円			
6 市民税所得割額が256,301円以上					

補助金の交付方法・時期（予定）

(1) 幼稚園施設等利用費補助金・園児保護者補助金 …… 法定代理受領（現物支給）（市から施設へ支給を行うことで、施設に対する保護者の一時的な支払いを不要とする方法）を行う園と、償還払い（施設は保護者から徴収し、後日、市から保護者へ償還する方法）を行う園があります。

青梅市内の幼稚園は、教材費・施設維持費等を上限として法定代理受領を行うため、その分の一時的な保護者負担はありません。

法定代理受領を行っている施設へ在籍している場合は、保護者の負担額を上限として、法定代理受領額を差し引いた残りの金額を保護者の口座へお振込みします。

1 回目交付（4～8月分） …… 10月頃

2 回目交付（9～3月分） …… 次年度5月頃

(2) 入園料補助金 …… 4～8月に入園した場合は10月頃、9～3月に入園した場合は次年度5月頃、保護者の口座へお振込みします。

※入園料が補助上限額を下回る場合は、入園料の額を上限として交付します。

(3) 副食費補助金 …… 4～8月分は10月頃、9～3月分は次年度5月頃、保護者の口座へお振込みします。

※副食費として施設に納入した実費額を交付します（補助額の月額上限は4,900円です。）。